

# 岩 国 飛 行 場 関 連 説 明 資 料

平成22年4月



# わが国周辺の安全保障環境

中国の核・ミサイル戦力や  
海・空軍力の近代化



Su-27



Su-30



J-10



キロ級潜水艦 ユージャオ級大型揚陸艦



DF-31大陸間弾道ミサイル



**ミサイル・核問題**  
わが国上空を超えるミサイルの発射(09年月)  
核実験実施の発表(06年10月、09年5月)



複数の中国H-6爆撃機が、  
日中中間線付近まで進出  
(07年9月)



攄(天外天)ガス田付近を  
航行する中国ソブレメン  
ヌイ級駆逐艦(05年9月)

**竹島問題**  
**南北朝鮮統一問題**

尖閣諸島

**中台問題**

**西沙問題**

**南沙問題**

原潜潜没航行事案(04年11月)



中国ハン級原子力潜水艦

**海洋調査**

○ 沖ノ鳥島

第二列島線

グアム島

**北方領土問題**



露Tu-95が伊豆諸島沖を領空  
侵犯(08年2月)



ソブレメンヌイ級駆逐艦等4隻が中国  
海軍戦闘艦艇として初めて津軽海峡  
を通過し、わが国を周回(08年10月)



中国ミン級潜水艦が大隈海峡  
を浮上航行(03年11月)

沖縄近海と伝えられる国際水域で、  
中国ソン級潜水艦が米空母キティホーク  
近傍に浮上(06年10月)

ルージュウ級駆逐艦等5隻が南西諸  
島を通過し、沖ノ鳥島の北東260km  
付近の海域に進出(09年6月)

わが国は、海上輸送に  
全貿易量の99%以上  
(重量ベース)を依存。

わが国のシーレーン

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
(日米安保条約)の署名50周年に当たっての内閣総理大臣の談話  
(平成22年1月19日)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安全保障条約)は、1960年1月19日にワシントンにおいて、日米両国の代表によって署名が行われました。本日は、それから50年の節目を迎える日であります。

日米安保体制は、我が国の安全のみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄に大きく貢献してきました。我が国が戦後今日まで、自由と民主主義を尊重し、平和を維持し、その中で経済発展を享受できたのは、日米安保体制があったからと言っても過言ではありません。

過去半世紀の間、冷戦の終結や9.11テロ等、世界の安全保障環境は大きく変化しましたが、我が国をとりまく安全保障環境は、北朝鮮の核・ミサイル実験に見られるよう厳しいものがあります。こうした中、現在及び予見し得る将来、日米安保体制に基づく米軍の抑止力は、核兵器を持たず軍事大国にならないとしている我が国が、その平和と安全を確保していく上で、自らの防衛力と相俟って、引き続き大きな役割を果たしていくと考えます。

また、日米安保体制は、ひとり我が国の防衛のみならず、アジア太平洋地域全体の平和と繁栄にも引き続き不可欠であると言えます。依然として不安定、不確実な要素が存在する安全保障環境の下、日米安保条約に基づく米軍のプレゼンスは、地域の諸国に大きな安心をもたらすことにより、いわば公共財としての役割を今後とも果たしていくと考えます。

こうした認識に立ち、私は50周年を記念する年に当たり、日米安保体制を中核とする日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させるべく、米国政府と共同作業を行い、年内に国民の皆様はその成果を示したいと考えます。

## 日米同盟：未来のための変革と再編（2005年10月29日）（抄）

### III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

#### ●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。

## 再編実施のための日米ロードマップ（2006年5月1日）（抄）

### 実施に関する主な詳細

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指す。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

## 空母艦載機の岩国飛行場への移駐等の概要



空母艦載機部隊(F/A-18、EA-6B、E-2C、C-2:計59機)を平成26(2014)年までに岩国移駐

海自E/O/UP-3、U-36A(17機)の厚木移駐

KC-130(12機)の岩国移駐



厚木



鹿屋

普天間

CH-53D(8機)  
のグアム移駐



KC-130(12機)はローテーションで  
海自鹿屋基地やグアムに展開

グアム

(注) 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場内におかれる。

## 岩国市庁舎補助金について



### 岩国市庁舎整備事業

- 1 規模：鉄筋コンクリート造  
地下1階、地上7階 延べ床面積24千㎡
- 2 総事業費：84億円
- 3 補助実績：

|        |              |           |
|--------|--------------|-----------|
| 平成15年度 | 敷地調査、基本設計    | 59百万円     |
| 平成16年度 | 実施設計         | 99百万円     |
| 平成17年度 | 本体工事（出来高 6%） | 296百万円    |
| 平成18年度 | 本体工事（出来高23%） | 1,130百万円  |
| 平成19年度 | 本体工事（出来高71%） | 3,435百万円  |
|        |              | 計5,018百万円 |

# 再編交付金について

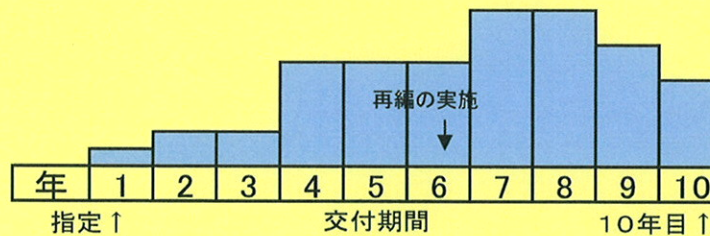
## 1 再編交付金<sup>(※)</sup>の交付の基本的な仕組み

(※駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法)

ア 防衛施設の面積、航空機等の数、人員数の変化、施設整備の内容等を基礎として、交付額を算定し、市町村に対する交付額は、この再編に伴う負担の程度に応じたもの。

イ 再編が実施された年の翌年度の交付額を交付の上限として、再編の進捗状況に応じて交付額を逦増させる。また、再編の実施後は、経過した期間に応じて交付の終了までの間、交付額を逦減させる。

〔 交付のイメージ 〕



## 2 助成対象事業

交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。(政令で規定)  
(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業(自治体のホームページ作成、広報用記念映画の作成)
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業(緊急通報システム、防犯灯の設置)
- ③ 情報通信の高度化に関する事業(光ファイバーケーブル網の整備)
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業(小中学校の整備、小中学校への外国人講師の派遣、スポーツイベントの実施)
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業(医療費の助成、健康診断の実施、診療所の運営、AEDの購入)
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業(ゴミ減量化機器の購入、護岸整備)
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業(コミュニティ・バスの運営、道路整備)
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業(緑地の整備、公園整備、駅周辺整備基本構想策定)
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業(地場産業振興事業、農業用施設の整備)
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

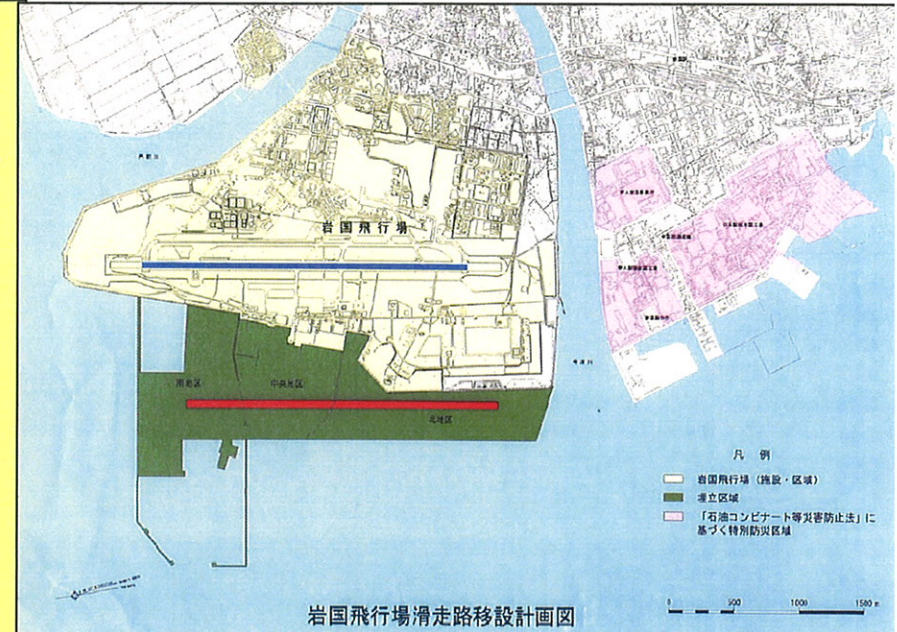
## 岩国飛行場滑走路沖合移設事業について

- 昭和43年に発生した米軍機の九州大学構内への墜落事故などを背景として、昭和46年以降、岩国市などの岩国飛行場周辺の地方公共団体は、滑走路の沖合移設を強く要望
- 岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決し、米軍の駐留を円滑にするとともに、同飛行場の安定的使用を図るため、滑走路を東側(沖合)へ約1,000m移設

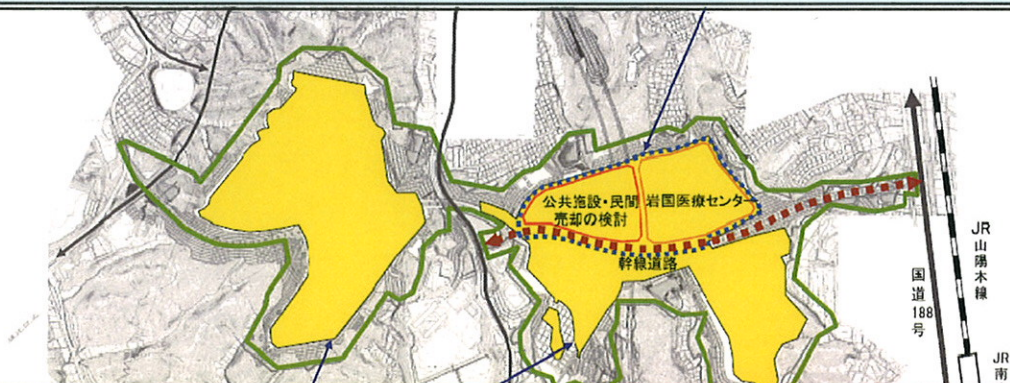
### 〔事業概要〕

埋立面積(約213ha)  
埋立土量(約2,095万 $\text{m}^3$ )  
滑走路、誘導路、事務所、倉庫等

- 平成5年度から平成7年度に調査、実施設計等を実施  
平成8年度から工事に着手(海上工事は、平成9年6月から開始)
- 工期:平成22年度末  
新滑走路の運用は、平成22年の5月～6月頃に  
開始すべく努力



## 愛宕山用地について



- 平成19年1月、山口県から愛宕山用地の取得と米軍家族住宅の整備等について意向確認。防衛省としては、家族住宅用地として取得が可能であれば、有力な候補地のひとつである旨回答。
- 平成19年11月、山口県知事が防衛省を訪問し、愛宕山用地の約4分の3に相当する部分の国による買取りを要請。
- 平成21年1月、山口県知事及び岩国市長が防衛大臣を訪れ、愛宕山用地の買取りを要請。これに対し、防衛大臣は、同用地の買取りについて前向きに検討する旨回答。
- 同年6月、山口県知事及び岩国市長が防衛大臣を訪れ、愛宕山用地の買取りを要請。これに対し、防衛大臣は、お互いによく相談して対応したい旨回答。
- 防衛省としては、平成22年度予算案に同用地の買取りに必要な経費を計上。

(参考)

### 愛宕山地域開発事業

愛宕山地域開発事業は、岩国基地沖合移設事業に埋立用土砂を提供するとともに、跡地を住宅団地として開発することについて、平成4年に岩国市から山口県へ強い要望があり、県と市で協議の上、事業主体を県住宅供給公社としてこの事業を推進していくことについて、平成6年4月に県・市・公社の三者で協定を結び、事業がスタート。

このうち土砂搬出事業については、その目的を達成することができたが、住宅団地開発事業については、平成18年11月に県・市・公社の三者で検討・協議を行った結果、非常に厳しい収支見込が出るとともに、これを受けて県議会からも「事業の中止を前提に、転用を含め、県民に負担をかけないで済む解決方法を検討すべき」という強い意見が示されたことから、県としては岩国市と協議を重ねた結果、平成19年8月、これ以上の赤字増大を防ぐため事業を中止し、できるだけ多くの用地を国へ売却することで市と合意。

# 岩国飛行場の民間航空再開について

○岩国飛行場では、昭和27年から39年まで、民間航空機の定期便が就航。平成12年頃から山口県や岩国市等が、山口県東部地域の経済発展等のため、岩国飛行場における民間航空の再開を要望しているもの。

○平成15年2月から日米合同委員会の枠組みにおいて日米協議を行い、平成17年10月、日米合同委員会において、1日4往復の民間航空機の運航を認めることを合意。

○平成18年5月、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。

○平成19年5月、民間航空施設の場所を含む岩国飛行場の施設整備の概要を山口県、岩国市等に説明。

○平成21年2月、岩国飛行場の民間航空再開について、関係省庁申合せを取りまとめ、公表。

- ・ 民航施設の整備は国交省が、共同使用等に伴う米側との調整は防衛省が主体となって実施
- ・ 再開の時期は、24年度を目標としている地元の要望にできる限り配慮

○国交省は、民航施設整備のための経費を平成22年度予算に計上。

○平成22年2月17日、全日空が羽田空港との定期便の就航を正式に表明。

○平成22年3月26日、空港法施行令を改正し、岩国飛行場を共用空港に追加。

○防衛省は、民航施設予定地の共同使用について、米側と調整中。

